



平成 26 年 7 月 25 日

会 社 名 株式会社 山陰合同銀行
代 表 者 名 取締役頭取 久保田 一朗
コード番号 8381 東証第1部
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 杉原 伸治
(TEL 0852-55-1000)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成 26 年 7 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行および株主の皆さまへの利益還元の実現を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当行普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,400,000 株 (上限) (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 0.87%)
(3) 株式の取得価額の総額	11 億円 (上限)
(4) 取得期間	平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 22 日まで

(ご参考) 平成 26 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	160,894,934 株
自己株式数	1,032,538 株

以 上